基準点から一五七度五六分三五秒
一六六八・三七一メートルの地点
標柱一号から二三六度二八分一一秒
二九・六九五メートルの地点
標柱二号から二六六度〇八分三六秒
一二六・六三九メートルの地点
標柱三号から二〇七度三七分〇四秒
三八・七三六メートルの地点
標柱四号から二三四度四四分二四秒
一〇八・四三七メートルの地点
標柱五号から二二九度一六分二六秒
二五・〇二七メートルの地点
標柱六号から二三一度三九分四四秒
二〇・〇七九メートルの地点
標柱七号から二二七度〇五分〇五秒
六四・五五五メートルの地点
標柱八号から二八六度二八分二二秒
九・八〇四メートルの地点
標柱九号から二度四二分五八秒
一四・七八九メートルの地点
標柱十号から三五一度二二分三二秒
一二・〇二七メートルの地点
標柱十一号から二五度三九分五五秒
一二・八四〇メートルの地点
標柱十二号から三一度五五分一一秒
七五・四九二メートルの地点
標柱十三号から一度〇三分五九秒
一〇七・二五〇メートルの地点
標柱十四号から一八度〇六分三五秒
二七・四五〇メートルの地点
標柱十五号から六度二七分三四秒
二六・七二五メートルの地点
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
塩川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
長野県下伊那郡大鹿村大字鹿塩字澤井一九九三番地内四等三角点沢井を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から二十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成七年建設省告示第八十三号で指定した同号八に掲げる土地の区域を除く。）
基準点から一〇三度二六分一八秒
七一八・〇一八メートルの地点
標柱一号から七七度一四分二三秒
五八・〇四八メートルの地点

一号
一号
二号
二号
三号
三号
四号
四号
五号
五号
六号
六号
七号
七号
八号
八号
九号
九号
十号
十号
十一号
十一号
十二号
十二号
十三号
十三号
十四号
十四号
十五号
十五号
十六号
十六号

標柱二号から九一度五七分三五秒
一七・三〇三メートルの地点
標柱三号から九一度〇七分一三秒
一三・七一三メートルの地点
標柱四号から九〇度〇三分四四秒
一一・三二四メートルの地点
標柱五号から八一度一九分一六秒
一二・二五五メートルの地点
標柱六号から九四度三四分二六秒
一二・七五四メートルの地点
標柱七号から一〇一度〇七分五二秒
一一・〇七九メートルの地点
標柱八号から一一四度三一分四四秒
一四・六六九メートルの地点
標柱九号から一二三度三四分五九秒
三一・八四八メートルの地点
標柱十号から八六度〇三分五四秒
一〇・八六九メートルの地点
標柱十一号から九五度〇〇分〇九秒
九・八九六メートルの地点
標柱十二号から九七度〇四分五九秒
六三・二八三メートルの地点
標柱十三号から一一六度三五分四六秒
三一・〇二六メートルの地点
標柱十四号から一四〇度一二分一〇秒
一七・九七一メートルの地点
標柱十五号から一四〇度一二分五九秒
三七六・二一一メートルの地点
標柱十六号から一一八度五一分二九秒
八一・八九五メートルの地点
標柱十七号から一二九度三八分二九秒
一〇二・七一三メートルの地点
標柱十八号から一二一度五二分三六秒
一一七・九三六メートルの地点
標柱十九号から二五三度二七分〇一秒
三八・七五六メートルの地点
標柱二十号から二七四度二〇分二五秒
三九・六六六メートルの地点
標柱二十一号から二六九度四八分五八秒
八〇・〇五三メートルの地点
標柱二十二号から三〇三度四二分四八秒
二四〇・六五二メートルの地点
標柱二十三号から三一〇度一九分四七秒
六二・七三〇メートルの地点

三号
三号
四号
四号
五号
五号
六号
六号
七号
七号
八号
八号
九号
九号
十号
十号
十一号
十一号
十二号
十二号
十三号
十三号
十四号
十四号
十五号
十五号
十六号
十六号
十七号
十七号
十八号
十八号
十九号
十九号
二十号
二十号
二十一号
二十一号
二十二号
二十二号
二十三号
二十三号
二十四号
二十四号

標柱二十四号から三一〇度五二分五八秒
八八・二〇八メートルの地点
標柱二十五号から三〇五度四六分五七秒
八四・九五八メートルの地点
標柱二十六号から三〇七度四三分〇三秒
一五・六一七メートルの地点
標柱二十七号から三一六度五三分二一秒
六一・一二二メートルの地点
標柱二十八号から三〇七度四九分二三秒
一七一・三九四メートルの地点
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
伊ノ木沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　長野県飯田市南信濃和田九五〇番内四等三角点を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱七号と一号を平成十五年国土交通省告示第千三百四号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から十八度十六分四一秒
二一七・三三〇メートルの地点
標柱一号から一七度一一分一五秒
三・九九一メートルの地点
標柱二号から四八度三二分一〇秒
八・二六五メートルの地点
標柱三号から四八度三三分一九秒
三・一六六メートルの地点
標柱四号から五七度〇七分〇三秒
一二・五三五メートルの地点
標柱五号から八六度一八分〇〇秒
二一・五七二メートルの地点
標柱六号から六八度一三分二一秒
六・四四三メートルの地点
ロ　次に掲げる土地に存する標柱八号から標柱十一号を順次結んだ線及び標柱十一号と八号を平成十五年国土交通省告示第千三百四号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から十九度二五分〇三秒
三六〇・一二〇メートルの地点
標柱八号から三二九度五五分〇三秒
五九・二五七メートルの地点

二十五号
二十五号
二十六号
二十六号
二十七号
二十七号
二十八号
二十八号
二十九号
二十九号
三十号
三十号
三十一号
三十一号
三十二号
三十二号
三十三号
三十三号
三十四号
三十四号
三十五号
三十五号
三十六号
三十六号
三十七号
三十七号
三十八号
三十八号
三十九号
三十九号
四十号
四十号
四十一号
四十一号
四十二号
四十二号
四十三号
四十三号
四十四号
四十四号
四十五号
四十五号
四十六号
四十六号
四十七号
四十七号
四十八号
四十八号

標柱九号から一一度三四分四六秒
二二・三二六メートルの地点
標柱十号から三〇度三八分四三秒
二・二五二メートルの地点
ハ　次に掲げる土地に存する標柱十二号から標柱四十九号を順次結んだ線及び標柱四十九号と十二号を平成十五年国土交通省告示第千三百四号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から十五度〇八分〇一秒
五五六・八一二メートルの地点
標柱十二号から三八度五六分四二秒
二八・九六一メートルの地点
標柱十三号から一一九度五七分四七秒
一五・七〇五メートルの地点
標柱十四号から二一八度二六分一〇秒
五・三三五メートルの地点
標柱十五号から二一八度二六分二四秒
一一・〇九三メートルの地点
標柱十六号から二〇九度〇六分〇四秒
一九・六六一メートルの地点
標柱十七号から一八四度四四分一九秒
八・三七三メートルの地点
標柱十八号から二〇五度一〇分〇九秒
八・一七九メートルの地点
標柱十九号から一一四度三三分五七秒
三・五六六メートルの地点
標柱二十号から一六七度二三分四三秒
四・五四二メートルの地点
標柱二十一号から一五四度五二分五七秒
一三・〇八八メートルの地点
標柱二十二号から一八四度〇二分三一秒
一四・八七〇メートルの地点
標柱二十三号から一一一度三七分〇三秒
八・〇二九メートルの地点
標柱二十四号から一四七度三二分四九秒
一六・六七二メートルの地点
標柱二十五号から一六一度三三分二九秒
六・五二五メートルの地点
標柱二十六号から六一度五七分一七秒
九・二九二メートルの地点
標柱二十七号から一〇七度四七分三五秒
六・四八四メートルの地点

十号
十号
十一号
十一号
十二号
十二号
十三号
十三号
十四号
十四号
十五号
十五号
十六号
十六号
十七号
十七号
十八号
十八号
十九号
十九号
二十号
二十号
二十一号
二十一号
二十二号
二十二号
二十三号
二十三号
二十四号
二十四号
二十五号
二十五号
二十六号
二十六号
二十七号
二十七号
二十八号
二十八号